**選挙運動用自動車　運転手雇用契約書**

**雇用人(候補者)　　　　　　　　　　　　を甲とし、被雇用人　　　　　　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和７年９月７日執行の御代田町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。**

**１　甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。**

**ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により御代田町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を御代田町に対し請求するものとする。**

**２　運転手の雇用期間は、令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日までとする。**

**３　報酬の額は、１日につき金　　　　　　円とし、総額金　　　　　　　　円とする。**

**４　この契約に定めのない事項については、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。**

**この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。**

**令和７年　　月　 　日**

**雇用人　　　　　住所**

**氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

**被雇用人　　　　住所**

**氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

**備考**

**１　運転手(被雇用人)が御代田町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を**

**記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。**

**※条例･･･御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例**